

弓道場専用使用料

◆弓道場（1）

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設	
近的場	午前9時から正午まで	3,000	3,720	・南部総合スポーツセンター弓道場 ・植木弓道場 ※近的場のみ	
	午後1時から午後5時まで	4,000	4,960		
	午後6時から午後10時まで	4,000	4,960		
	午前9時から午後10時まで	13,000	16,120		
遠的場・ アーチェリー場	午前9時から正午まで	1,800	2,250		
	午後1時から午後5時まで	2,400	3,000		
	午後6時から午後10時まで	2,400	3,000		
	午前9時から午後10時まで	7,800	9,750		
照明代	(全灯) 1時間につき	300	380		

◆弓道場（2）

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設
近的場	午前9時から正午まで	2,100	2,610	・熊本市総合体育館弓道場
	午後1時から午後5時まで	2,800	3,480	
	午後6時から午後10時まで	2,800	3,480	
	午前9時から午後5時まで	5,600	6,960	
	午後1時から午後10時まで	6,300	7,830	
	午前9時から午後10時まで	9,100	11,310	
照明代	(全灯) 1時間につき	300	380	

◆弓道場（3）

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設
専用使用料	午前8時30分から正午まで	3,500	4,340	・北岡自然公園弓道場
	正午から午後4時30分まで	4,500	5,580	
	午後4時30分から午後7時まで	2,500	3,100	
	午前8時30分から午後7時まで	10,500	13,020	